

# 民による公益の増進を目指して

～新公益法人制度の概要～

従来の公益法人の状況について .....	2
公益法人制度改革の目的 .....	3
公益法人制度改革の経緯 .....	3
公益法人制度改革の目的実現のための骨子 .....	3
新制度の法令等の体系 .....	4
従来の公益法人等の新制度における選択肢 .....	5
特例民法法人について .....	7
新制度における法人の内部統治(ガバナンス) .....	7
新制度移行後の法人の監督 .....	7
特例民法法人から公益社団・財団法人への移行認定 .....	9
特例民法法人から一般社団・財団法人への移行認可 .....	13
新制度における税制 .....	15
公益社団・財団法人、一般社団・財団法人(移行法人)と従来の公益法人の比較表 .....	17

# 従来の公益法人の状況について



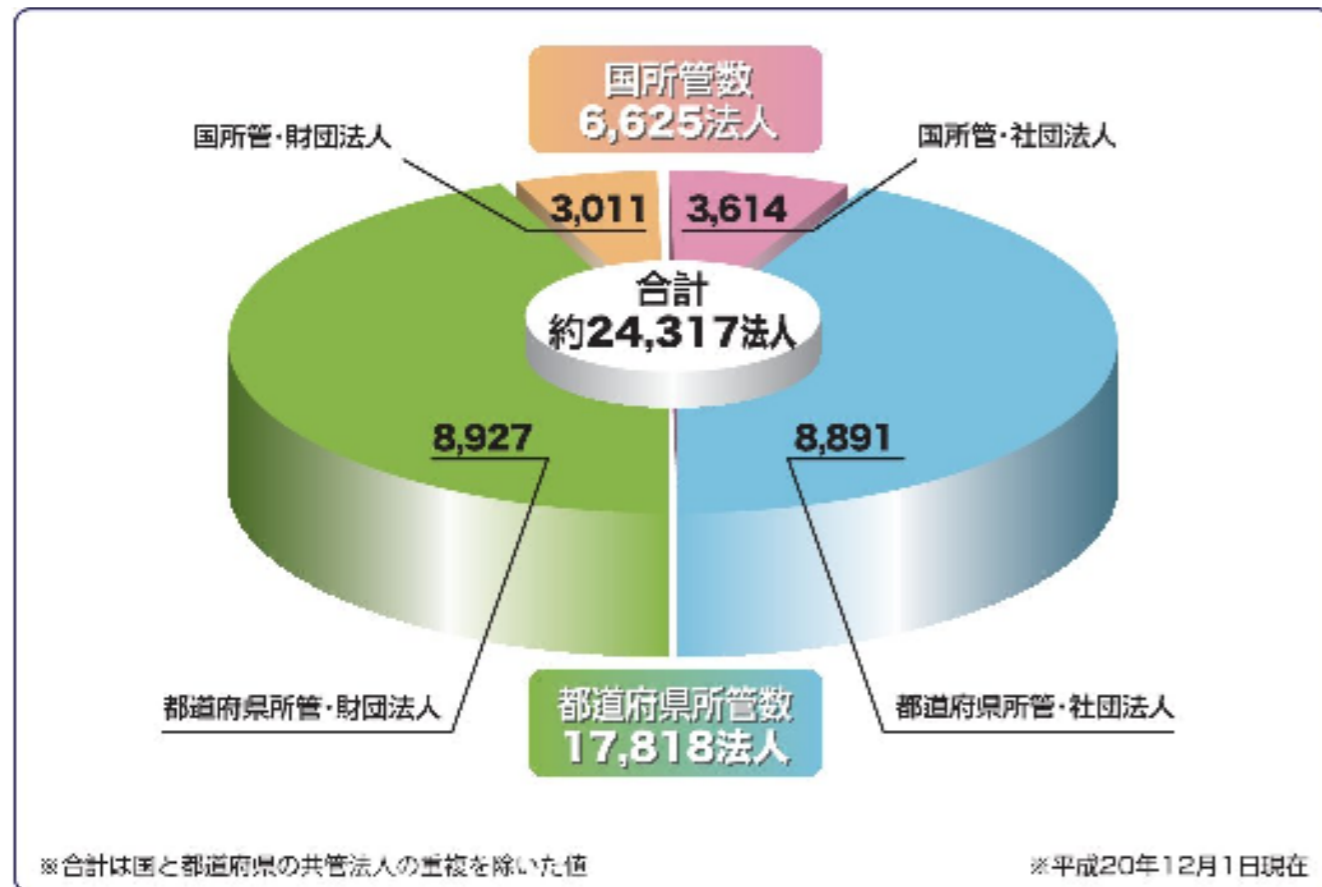
日本の公益法人制度は、明治29年の民法制定とともに始まり、以来約1世紀にわたって、民間非営利部門において大きな役割を果たしています。公益法人は民法第34条(新制度において廃止)に基づき、主務官庁の許可を得て設立され、各種税制上の措置等を受けながら様々な活動を行ってきました。

民法第34条に基づいて設立された社団法人及び財団法人の状況は、以下のとおりとなっています。

(参考) 民法(明治29年法律第89号)(抄)

(公益法人の設立)

第34条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。



**コメント**

○内閣府が、平成20年12月1日～平成22年5月5日の間の認定。認可実績として最近公表した数値は次のとおりです。

○公益法人移行認定申請	申請	496件	(国所管	231件)
	認定	261件	(	108件)
	不認定	1件	(	1件)
○一般法人移行認可申請	申請	130件	(国所管	68件)
	認可	61件	(	27件)
	不認可	0件	(	0件)

○申請団体数は、左記の24,317法人に対して6,255法人、2.6%。認定・認可数は3,122法人、1.3%にとどまっています。

○国所管の法人に限っても、左記の6,625法人に対して、申請2,999法人、4.5%。認定・認可数は1,355法人、2.0%です。

## 特定公益増進法人 うち約900団体



公益法人等のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のものを「特定公益増進法人」といいます。一部の法人以外は、特定公益増進法人となるために、主務大臣の認定が必要です。

この法人の主たる目的である事業に対して寄附をした場合、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます。



## 公益法人制度改革の目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること。

## 公益法人制度改革の経緯

平成13年以降、公益法人制度の抜本的な改革に向けた取り組みを進め、平成15年から16年にかけての「公益法人制度改革に関する有識者会議(福原義春座長)」での議論等を経て、平成16年12月に「公益法人制度改革の基本的枠組み」を閣議決定しました。これを受けて、平成18年の通常国会に関連3法案を提出し、同年5月成立、6月2日に公布されました。

平成19年4月には国の公益認定等委員会が発足し、同年6月の答申に基づき、9月に公益認定等に関する政令・内閣府令を制定し、平成20年4月には、公益認定等ガイドラインを決定しました。公益法人制度改革に係る整備を含む税制改正法案も成立しました。新制度は平成20年12月1日より施行されています。

## 公益法人制度改革の目的の実現のための骨子

これまで

- ☆主務官庁に公益性を認められたものだけが、法人格を得ることができた。
- ☆法人運営については、法律上詳細な規定がなく、主務官庁が立入検査を含め監督。
- ☆法人設立・運営のための要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁ごとにばらつきがあった。(なお、平成8年に内閣として統一的な「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を整備)

これから

- ☆法人法の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能。
- ☆一般社団・財団法人のうち、認定法に定められた基準を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて公益社団・財団法人となる。
- ☆基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者から構成される、国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が行う。

**準則主義により法人格が容易に取得でき、また、明確に定められた基準による公益認定を民間有識者が行うことで、民間非営利部門の一層の発展が期待されます。**

## 新制度の法令等の体系

☆新制度の根拠となる3本の法律とそれぞれの政令、府省令、ガイドラインの関係は以下のようになっています。

	法律	政令	府省令
法律	<b>法人法 ※1</b> 法人の設立、組織、運営及び管理の規定 ○理事会は理事本人出席を義務づけ	<b>認定法 ※1</b> 公益認定の基準 ○公益目的事業比率50/100 ○法人関係者への特別な利益提供の禁止	<b>整備法 ※1</b> 従来の公益法人に係る新制度への移行手続 ○移行認可基準としての公益目的支出計画(※2)
政令	<b>法人法施行令</b> ○電子投票による議決権の行使等に係る手続	<b>認定法施行令</b> ○特別な利益提供が禁止される法人関係者の確回	<b>整備法施行令</b> ○特別民法法人同士の合併に係る手続
府省令	<b>法人法施行規則</b> ○社員総会の議事録作成方法	<b>認定法施行規則</b> ○公益目的事業比率や遊休財産の計算方法 ○ボランティア等の費用算入	<b>整備法施行規則</b> ○公益目的支出計画の詳細

その他

### ガイドライン(公益認定基準等の詳細)

【参考：公益目的事業のチェックポイントについて】

認定法第5条に定められた公益認定の基準及び関連規定の運用 ○公益目的事業に係る管理費は公益目的事業費に配賦可	公益目的支出計画に関する規定の運用について ○財産の時価評価方法
---	-------------------------------------

不特定かつ多数の者の利益の増進の事実認定にあたっての留意点【チェックポイント】(「調査、資料収集」の列)

- ① 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか
- ② 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していないか、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか
- ③ 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか
- ④ 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか

### コメント

- 「公益認定等ガイドライン」以外にも「は公益認定等ガイドラインの運用について」といった通達的文書、「公益法人会計基準」「公益法人会計基準運用指針」といった文書等を参照しないと規制の全体像は見えてきません。
- また公表されているFAQ(よくある質問と回答)を見ないと、きわめて重要な判断ができないケースが多いことに留意が必要です。

## 国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関

### 一般社団・財団法人

法人法の要件を満たせば、登記のみで設立可。

認定

### 公益社団・財団法人

一般社団・財団法人のうち、認定法の基準を満たしている法人を、行政庁が認定。

国の公益認定等委員会の委員には、国会同意を得て、現在7名が選ばれています。

- 公益認定等委員会は、公益認定の基準の詳細などを、資料や議事録をホームページで公開しつつ作成。一元的に法人が公益認定の基準を満たしているかどうか判断。
- 都道府県の合議制の機関においても、法令や国の公益認定等委員会の作成するガイドライン等の基準によって同等の審査を実施。
- 公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関は、立入検査等法人の監督を実施。

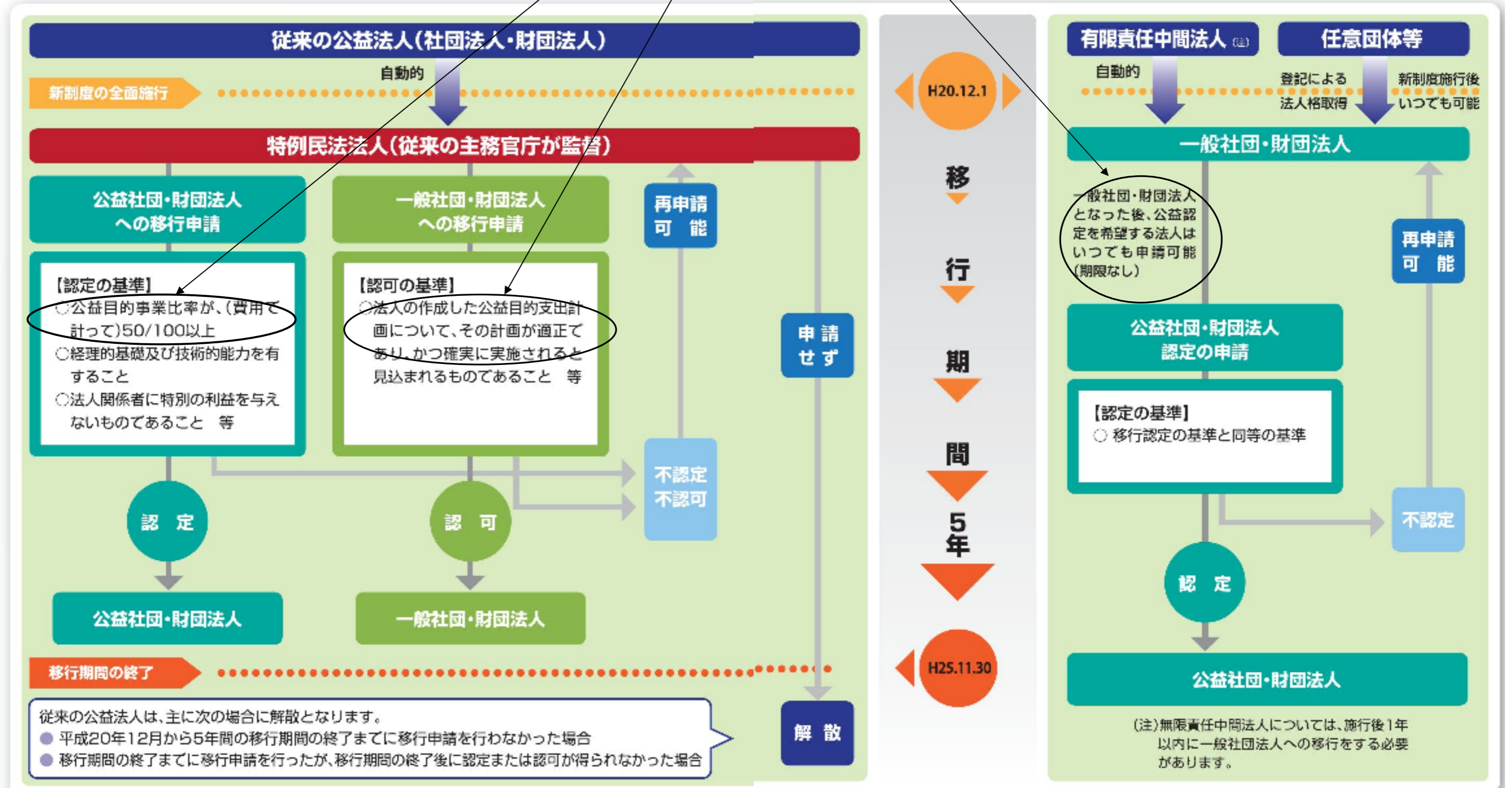
# 従来の公益法人等の新制度における選択肢

☆従来の公益法人(新制度施行後は特例民法法人)には公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行するという選択肢があります。

平成20年12月1日の新制度施行後5年間は特段の手続をとることなく従来と同様の法人(特例民法法人)として存続できます。ただし、平成25年11月末の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合には解散となりますので注意が必要です。

コメント  
 ○この流れ図のポイントとの一つは、公益移行認定の基準では「公益目的事業比率>50/100」、一般移行認可の基準では「公益目的支出計画の妥当性」という部分です。  
 Qもう一つは、いったん一般法人に移行しても、改めて公益認定を申請することが可能な点です。

☆公益社団・財団法人は、「民による公益の増進」に寄与する民間非営利部門の重要な主体です。一般社団・財団法人も「民による公益の増進」の担い手として期待されています。  
 ☆有限責任中間法人(注)は、新制度の施行と同時に一般社団法人となります。法人格を持たない任意団体等も新制度においては登記のみで法人格の取得(一般社団・財団法人となること)が可能です。一般社団・財団法人は期間の限定なくいつでも公益認定の申請を行うことができます。



従来の公益法人は、主に次の場合に解散となります。

- 平成20年12月から5年間の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合
- 移行期間の終了までに移行申請を行ったが、移行期間の終了後に認定または認可が得られなかった場合

# 特例民法法人について

☆従来の公益法人は平成20年12月1日の時点で、自動的に「特例民法法人」となっています。(定款、機関、登記の変更等の手続は必要ありません)

特例民法法人の間は、

- これまでどおりの名称が使えます…「社団法人～」、「財団法人～」のままです。
- 引き続き従来の主務官庁による監督が行われます
- 従来の公益法人と同等の税制措置が適用されます

(※)仮に移行期間の終了する平成25年11月末の時点で移行申請中であっても、その後移行の登記をするか、認定または認可をしない処分がなされるまで、これらの措置を継続して受けることができます。

☆特例民法法人は、法人法や認定法に適合するように定款変更の案を作成するなどの準備を進め、移行期間が終了するまでに、公益社団・財団法人または一般社団・財団法人への移行申請を行政庁(内閣総理大臣または都道府県知事)に行う必要があります。

## 新制度における法人の内部統治(ガバナンス)

☆新制度においては、最低限必要な各種機関の設置を含むガバナンスに関する様々な事項が法律で定められており、法人の従来の運営方法を見直していく必要があります。

☆ガバナンスについて法律で明確に定められた理由は次のとおりです。

従来の公益法人制度では、法人のガバナンスについての詳細な規定が民法に置かれておらず、主務官庁ごとに監督が行われていました。

新制度においては、主務官庁制を廃止して準則主義を採用するにあたり、法人自らが責任を持って自主的・自律的に運営を行っていけるよう、法律でガバナンスに関する様々な事項を明確に定めることとしました。

理事等に就任される方々は、それぞれの役職に与えられた役割や責任を自ら果たすことが求められていることを理解した上で、就任していただく必要があります。

## 新制度移行後の法人の監督

☆公益社団・財団法人への移行後は、適正な運営を確保するために必要な限度で、行政庁の監督を受けます。(運営・事業活動についての報告の徴収、立入検査の実施)

☆法令に違反する疑いがある場合は、勧告や命令、場合によっては公益認定の取消しがあります。

☆公益認定取消し等の場合には、公益目的事業財産の残額(p11を参照)を1か月以内に認定法で定める公益的団体等に贈与することになります。

☆公益目的支出計画実施中の一般社団・財団法人は、毎年行政庁に対して公益目的支出計画の実施報告をする必要があります。(公益目的支出計画が終了すると、報告の必要もなくなります)

# 法人のガバナンスに関する変更点

## 理事会、評議員、評議員会が法定の機関となります

従来の公益法人に置かれている理事会や評議員、評議員会は、主務官庁の指導監督や法人の判断により置かれている任意の機関でした。しかし、新制度においては法律に定める機関となり、その権限や義務は法律に定められています。

したがって、従来の公益法人が新制度に移行する際には、法律にのっとった選任等の手続を定款に定め、評議員の選任等を行うことが必要となります。

■ 一般社団法人は、次の5つの選択肢があります。公益社団法人となるためには④、⑤のどちらかで行わなければなりません。

①	社員総会	理事			
②	社員総会	理事		監事	
③	社員総会	理事		監事	会計監査人
④	社員総会	理事	理事会	監事	
⑤	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人

■ 一般財団法人は、次の2つの選択肢があります。公益財団法人も①、②のいずれかを選択することになります。

①	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	
②	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	会計監査人

特例民法法人の間は、従前のおりの機関設計のままであることが可能です。

ただし、新制度への移行の準備として、移行申請前に法人法に基づく上記機関設計に変更することも可能です。(この場合には、従来の主務官庁の認可を得て定款変更をする必要があります)

その他法人のガバナンスに関する制度の詳細については、公益認定等委員会ホームページ(<https://www.koeki-info.go.jp/>)のFAQに解説を掲載しております。こちらをご参照下さい。

## 理事会・評議員会には、理事・評議員本人の出席が必要です

新制度ではこれまで認められていた委任状による代理出席が認められなくなります。

したがって、これまでの法人運営とは異なる運営をする必要が出てくる場合がありますので、各法人では注意が必要です。

また、定款変更等の特に重要な事項については、評議員会における3分の2以上の多数の議決が必要です。

## 社員総会の成立には総社員の議決権の過半数を有する社員の出席が必要です

社団法人の基本事項の決定を行う社員総会の成立のためには、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席が必要となります。

また、定款の変更や解散の決議等、法人にとって特に重要な事項の議決については、総社員数の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数が必要となります。

## 評議員を理事・理事会が選ぶことはできなくなります

新しい制度下においては評議員・評議員会は、役員や理事会を監督する役割を担います。したがって、評議員・評議員会の十分な監督責任を果たすため、理事や理事会が評議員を選ぶことはできなくなります。

### コメント

○「社員総会」の成立要件＝「1/2以上出席」はかなり高いハードル。「定款の案の作成にあたっての留意事項」なる通達に、代議員制等の解決策の例示があるが・・・

# 特例民法法人から公益社団・財団法人への移行認定

特例民法法人は、行政庁の認定を受けて公益社団・財団法人となることができます。

## 認定基準

移行認定の基準は、

- 1 定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。
  - 2 認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。
- の2点です。

認定法第5条各号に掲げられた認定基準のうち主なものは次のとおりです。これらの基準は、移行後も引き続き遵守しているか監督が行われます。

## 経理的基礎を有すること

安定的かつ継続的な公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」があるかを確認します。

財務状況が健全であること、財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、公認会計士または税理士等の経理事務の精通者により適切な情報開示が行われていること等が必要です。

## 技術的能力を有すること

「技術的能力」とは、事業を実施するための技術や専門的能力を持つ人材、設備などの能力のことです。例えば「検査検定」については、人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合することを確認していることが必要です（「公益目的事業のチェックポイント」参照）。

## 特別の利益を与える行為を行わないこと

「特別の利益」とは、法人の事業の内容などの具体的事情を踏まえたときに、社会通念からみて合理性を欠くような利益や優遇のことです。

公益社団・財団法人は、その事業を行うにあたって、社員や理事などの法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはいけません。

## 収支相償であると見込まれること

公益社団・財団法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけません。この収支相償については、二段階で判定を行います。

### 第一段階

各公益目的事業ごとに費用と収入（それぞれの事業の経常費用、経常収益）を比較します。仮に収入の額が費用の額より大きくても、その差額を、将来のその事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合は、収支相償の基準を満たしているものとみなします。

### 第二段階

第一段階で計算した収支に加え、その他の、公益に係る費用と収入を合計し、公益全体の収支を比較します。

収入の額が費用の額を上回った場合でも、将来の特定の公益事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合や、公益的な資産を取得する資金（公益資産取得資金）に繰り入れる場合には、収支相償の基準を満たしているものとみなします。

### コメント

○不当な高利益をあげてはならないという趣旨は理解できるものの、法人運営上は、制約の多い条件です。



### コメント

○ここでは触れていませんが、「公益目的事業」の要件が、かなり限定的に例示されているため、多角的な活動をしていたり、「共益」色の強い団体にとって、クリアは容易ではありません。

**公益目的事業  
比率が50%  
以上であると  
見込まれること**

公益目的事業比率は、収入ではなく事業の実施費用で計算します。公益目的事業に要する費用が、事業費及び管理費の合計額に占める割合は50%以上でなければなりません。

この公益目的事業比率を計算する際には、通常は費用として計上されない項目、例えば将来特定の活動を実施するための毎年の積立金や、無償の役務の提供(ボランティア)を受けた際、実際に人を雇ったとした場合に要する費用相当額等も費用とみなすことができます。

**遊休財産額が  
制限を  
超えないと  
見込まれること**

遊休財産額とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額です。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額(若干の調整があります)を超えてはいけません。

上記以外にも認定基準があります。申請書類や申請の手引きを参照しながらご確認ください。

## ガイドラインについて

認定法第5条に定める公益認定の基準及びその関連規定と、整備法第117条第2号に定める移行認可の基準及びその関連規定の運用に関して、「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」が作成されています。

### 具体例 「事業費と管理費」の 計算について

- 公益目的事業比率の計算にあたっては、①公益目的事業に係る事業費の額と②収益事業等に係る事業費の額、③管理費の額をそれぞれ計算する必要があります。
- 事業費に含むことができる例示としては、専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人件費は、公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができます。  
管理部門で発生する費用(職員の人件費、事務所の貸借料、光熱水費等)は、事業費に算入する可能性のある費用であり、法人の実態に応じて算入するこ

とができます。

- 「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用は、事業への従事割合や使用実態等に則して配賦することができます。
- 配賦をする際の計算の基準は、以下の配賦基準を参考に配賦することになります。

### 配賦基準 適用される共通費用

建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賞金、退職金、理事報酬等
使用割合	物品減価償却費、コンピューターリース代等

以下のいずれかに該当する法人は、公益法人への移行の認定を受けることができません。

### 欠格事由

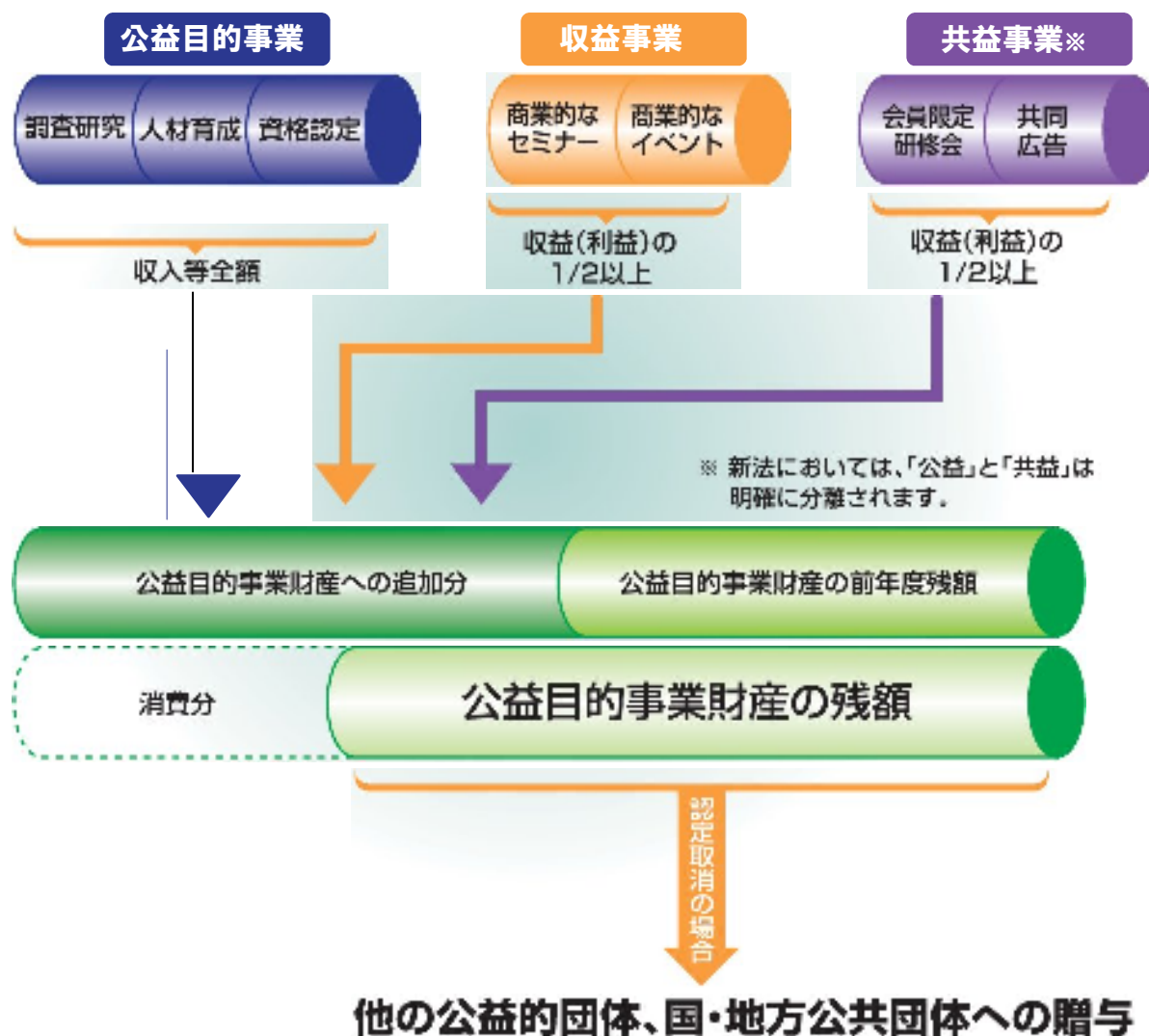
- 理事、監事、評議員のうち一定の要件(公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であって、取消しから5年を経過していない等)に該当する者がいる
- 定款または事業計画の内容が法令や行政機関の処分違反している
- 事業を行うにあたり法令上必要な行政機関の許認可を受けることができない
- 国税または地方税の滞納処分が執行されていたり、滞納処分終了の日から3年を経過していない
- 費力団員等がその活動を支配している
- 従前の主務官庁の監督上の命令に違反している

## 公益目的事業財産が法人運営上のキーワードとなります

公益社団・財団法人の財産のうち、公益目的のために消費されるべき財産を「公益目的事業財産」といいます。例えば、公益目的事業のために受けた寄附金や、収益事業から得られた収益の半分以上などがこれにあたります。

また、従来の公益法人が公益社団・財団法人へ移行する際に、公益目的事業のために使用する財産(建物、設備、金融資産等)も公益目的事業財産となります。

公益認定取消し時には、公益目的事業財産の残額を他の公益目的団体等に贈与することになります。(公益のために集めた財産は、最後まで公益的に消費することが求められています)



公益社団・財団法人への移行後に認定が取り消されて一般社団・財団法人となった場合、「公益目的事業財産の残額」に相当する額の財産を取消してから1か月以内に、認定法第5条第17号に定める公益的団体等に贈与することとなります。移行に際してはこの点を十分に考える必要があります。

### コメント

○不当な蓄財を行ったごく一部の法人はいざ知らず、建築士会には目的のないお金を貯める余裕はありませんが、制度上は、「公益目的事業」に限定して使いきることを強く誘導しています。また、認定取消し等の事態になった場合は、他の公益団体や行政に贈与しなければならないことも上図のとおり。



## 公益目的事業とは

認定の基本となる法人の行う事業が公益目的事業かどうかについては、以下のように、公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が法人の行う事業ごとに判断します。

なお、類似・関連する事業であれば、法人の行う事業を法人の判断で適宜まとめていただいてもかまいません。(ただし、収益事業等は明確に区分してください)

### 「公益目的事業」の定義(公益法人認定法第2条第4号)

- A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、
- B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。(公益目的事業のチェックポイント参照)

### Aについて

個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

#### 認定法 別表(第二条関係)

1. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
2. 文化及び芸術の振興を目的とする事業
3. 障害者若しくは生活困窮者又は、事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ⋮
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
23. 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

### Bについて

個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になっていないかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討。

※ 事実認定に当たって留意すべき点であり、これらを勘案して委員会等審議の上、判断することとなる。  
「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たっての留意点

#### 1. 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント

事業区分	チェックポイント
(1)検査検定	……
(2)資格付与	……
(3)講座、セミナー	……
⋮	……
(17)主催公演	……

#### (1)検査検定

- ① 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として行なわれ、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該検査検定の基準を公開しているか。
- ③ 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。
- ④ 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例) 別表各号に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による検定)
- ⑤ 検査検定に携わる人員や検査機関についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。(例) 検査機関の定期的点検と性能向上/能力評価の実施/法令等により定められる能力について許可を受けている)

#### 2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点

- ① 事業目的(趣旨) 不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。
- ② 事業の合目的性(趣旨) 事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。
  - ア 受益の機会の公開(例) 受益の機会が、一般に開かれているか)
  - イ 事業の質を確保するための方策(例) 専門家が適切に関与しているか)
  - ウ 審査・選考の公正性の確保(例) 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)
  - エ その他(例) 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)

(注)②(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の認識には差がある。

### コメント

○公益法人法別表2の「公益目的事業の定義」は重要なので、全文を示します。

#### 別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は、事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの(引用者注:この政令は未制定)

○上記のとおり、残念ながら、現在の建築士会の活動全体を「公益目的」とみなせるような定義にはなっていません。広い意味では、「十一 防災」「十七 国土の利用・整備・保全」「十九 地域社会の健全な発展」「二十二 一般消費者の利益の保護」等に関連する活動を行っているとは主張できますが、それが受け入れられるかは、公益認定審議会や認可庁の裁量に委ねられることとなります。

○仮に、上記の定義のいずれかに該当するとされたとしても、個々の事業ごとにチェックがかかります。「特定多数の者のみの利益の増進になっていないか」との観点からは、会員に限定された福利厚生事業等は、公益目的事業から除外されてしまいます。

# 特例民法法人から一般社団・財団法人への移行認可

特例民法法人は、行政庁の認可を受けて、一般社団・財団法人とすることができます。

## 認可要件

移行許可の要件は、

- 1 定款の内容が法人法に適合するものであること。
- 2 法人の移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額がある法人は、作成した公益目的支出計画が適正であり、確実に実施すると見込まれるものであること。  
の2点です。

## 公益目的支出計画の解説

移行認可の申請をする法人は、公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために消費していく計画(公益目的支出計画)を作成することになります。

この公益目的支出計画に記載する、公益のために行う事業等を「実施事業等(注)」といい、実施事業等として他の公益的団体等へ密附してもかまいませんし、「収入が費用を下回る公益的な事業(赤字の公益的な事業)」を、赤字額の累積が公益目的財産額に相当する額に達するまで行うこともかまいません。

一般社団・財団法人への移行後は、公益目的支出計画に従い、実施事業等を行うこととなります。

### (注) 実施事業等とは

公益目的支出計画に記載することのできる実施事業等としては、以下のものがあります。

#### 公益目的事業

認定法に定める「公益目的事業」です。

法人が行おうとする事業が公益目的事業にあたるかどうかは、公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関によって判断されます。(p1) 2「公益目的事業とは」参照)

従来の公益法人としてこれまで実施してきた事業とは異なる、全く新しい事業を公益目的支出計画の実施事業として始めることも可能です。

#### これまで実施してきた公益事業

これまで従来の公益法人として実施してきた事業のうち、従来の主務官庁が「公益的な活動」として認める事業を実施することもあります。

ただし、従来の主務官庁から公益事業として認めるといふ意見が出されても、公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が、指導監督基準等に照らし合わせて公益にふさわしくないと判断した場合には、実施事業として認められないこともあります。

#### 公益的な団体への寄附

認定法に定める公益的団体等に対して、寄附を行うことも可能です。  
(公益的団体等の例)

- 類似の目的を有する他の公益社団・財団法人
- 国または地方公共団体
- 類似の目的を有する学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人(株式会社を除く)
- 上記の他、法令上公益に関する事業を行うことが定められ、残余財産の処分の制限がされている等の条件を満たす法人

その他基準等については、申請書類や申請の手引きを参照にしながらご確認下さい。



## 公益目的支出計画のモデル例

！ 公益目的財産額の算定には、資産の時価評価が求められますが、一部の資産は評価方法の選択が可能です。

### 1. 公益目的支出計画の策定

#### (1) 公益目的財産額の算定

《貸借対照表》		《負債》	
(資産)		借入金	4000万円
現金	2000万円	(負債)	
不動産	1000万円	純資産	-1000万円
《公益目的財産額及びその計費を記載した書類》			
(資産)		(負債)	
現金	2000万円	借入金	4000万円
不動産*	1億6000万円	(負債)	
		純資産	1億4000万円

\* 当該不動産は時価評価したもので(簿価は1000万円)  
→ 公益目的財産額 1億4000万円…(ア)

#### (2) 公益目的支出計画に記載する事業の策定

《移行前の事業》		赤字額 1500万円	
① 博物館運営【従来の公益事業】	(費用)	総務管理費 2100万円	(収益) 入館料収入 800万円
		総務部費 200万円	
② 研修会【従来の公益事業】	(費用)	テキスト代 450万円	(収益) 参加料収入 200万円
		講師代 250万円	
③ 収支販売【従来の公共事業】	(費用)	印刷費 50万円	(収益) 販売収入 100万円
④ オフィス賃貸【収益事業】	(費用)	維持管理費 3000万円	(収益) 賃貸料収入 7000万円

→ 公益目的支出計画に記載する事業として博物館運営及び研修会を選択(公益事業のうち赤字事業)

### 2. 公益目的支出計画の実施

#### 《損益計算書》

《費用》		《収益》	
事業費		入館料収入	800万円
博物館運営	2300万円	参加料収入	200万円
研修会	700万円	販売収入	100万円
収支販売	50万円	賃貸料収入	8000万円
オフィス賃貸	3000万円		
雑費	2050万円		
利益	1000万円		
計	9100万円	計	9100万円

→ 公益目的のための支出: 2000万円  
 $[(2300万円 - 800万円) + (700万円 - 200万円)] \dots (イ)$

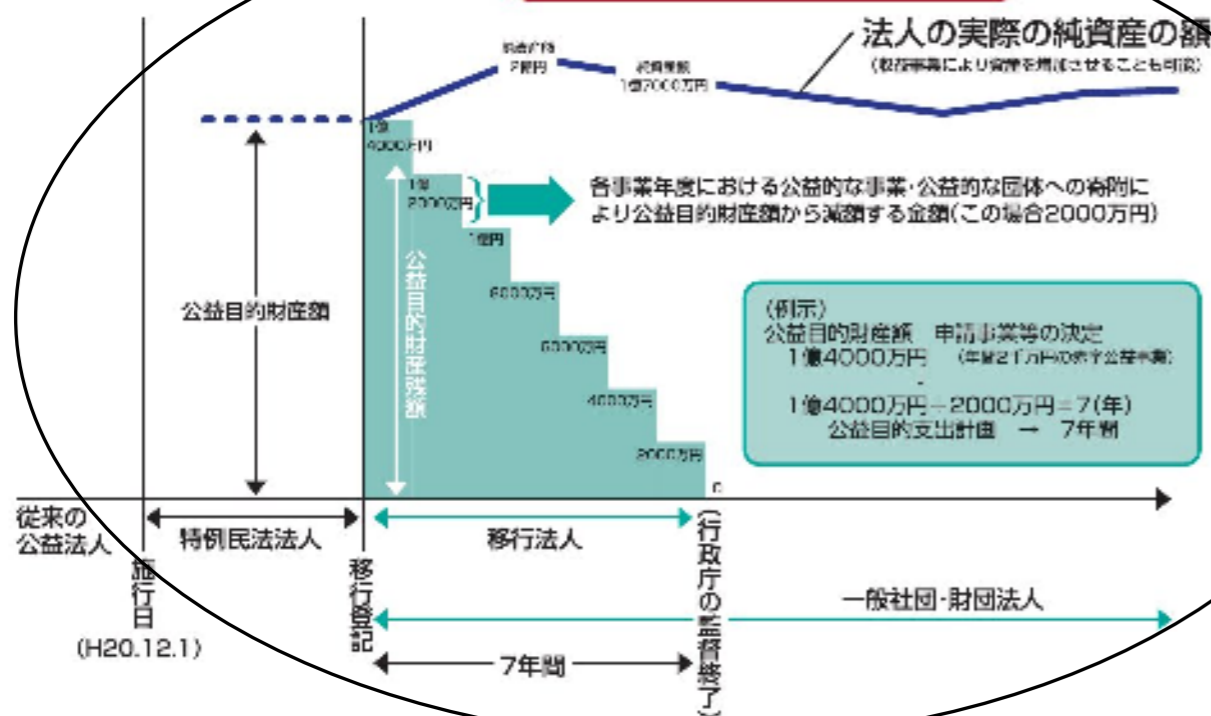
→ 計画の実施期間  
 公益目的財産額1億4000万円…(ア)  
 $\div$  公益目的のための支出2000万円…(イ) = 7年

※ 計画の実施期間中は、計画に沿って事業を実施しているかなどを毎年実行庁に報告  
 ※ この法人の場合は、収益事業であるオフィス賃貸料を改善することにより収入を増やしています(FAQ X-1-②参照)

！ 公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることを判断するために、公益目的支出計画に記載する事業以外にも法人の主な事業の収支状況はチェックされます。

## 計画実施のイメージ

！ 公益目的支出計画は、法人の純資産を減らすことを求めるものではありません。



## コメント

- 公益社団法人に移行した場合、既存の財産の取り崩しが公益目的事業への支出に限定されることはもちろん、毎年の事業自体も 1/2 以上を公益目的のものとしなければならないことは、いうまでもありません。
- 一般社団法人の場合、そのような制約がないかという点ではありません。移行時に保有していた財産は、公益目的で使い尽くさなければならないという規制がかかります。その規制が解けるまでは、監督官庁の指導対象下にとどまり、自由で自発的な事業展開・組織運営が可能にはならないこととなっています。
- 左のイメージ図では、公益目的で支出すべき財産額を 1 億 4 千万円とし、それを毎年 2 千万円ずつ消費し、7 年間で使い尽くすことになっています。
- 法人内部に留保されている財産は、遊休化した埋蔵金的なものばかりではなく、今後の収入減や不意の支出増に備えた準備金的な性格も備えているはずですが、それが、ある意味で強制的に消費させられることは、法人運営の自由度の減少や、法人の存立そのものの危機につながりかねません。
- 左のイメージ図は、「その他の収益事業で利益をあげ、蓄積していくことは禁じられていないから、財産が目減りすることはない」との説明を行っています。しかし、一見すれば明らかなおとおり、公益目的支出で毎年 2 千万円ずつ財産を減らしても、不動産賃貸事業で毎年 4 千万円の利益が積み上がる。したがって純資産額は、微増ないし横這いであるとの想定です。
- こんな好条件に恵まれた法人が、いったいどれだけあるのでしょうか。本県建築士会のように、もっぱら会員の皆さんからの会費収入に依存して事業を行っている団体、そして会員数の減少等により、将来の安定した収入確保が必ずしも容易ではない団体にとっては、公益目的支出計画をどう設定するかは、きわめて重要な課題となります。

# 新制度における税制

## 1 公益社団・財団法人

### 寄附税制

### 国税

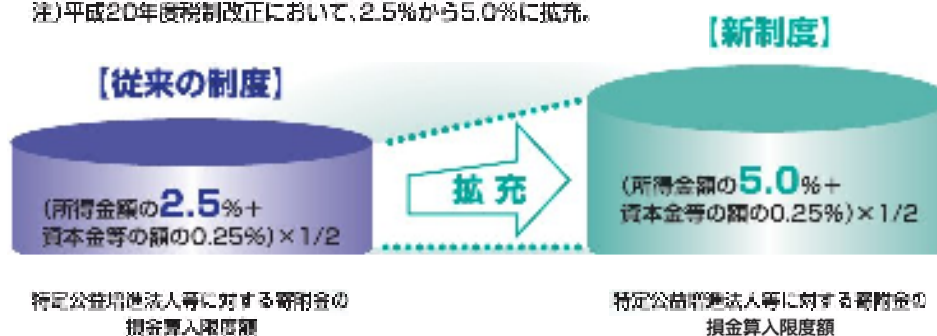
公益社団・財団法人は寄附優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当

- ① 個人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、その寄附額から2000円を差し引いた金額をその個人の所得から控除

注)寄附額は、その個人の所得の40%相当額が限度。

- ② 法人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、  
(所得金額の5.0%+資本金等の額の0.25%)×1/2を限度として損金算入

注)平成20年度税制改正において、2.5%から5.0%に拡充。

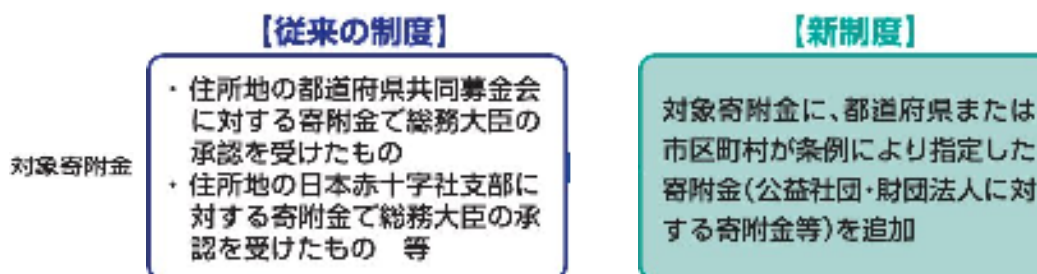


個人が公益社団・財団法人に対して財産を寄附した場合の特例措置 等

### 地方税

個人住民税における寄附優遇の措置 (平成20年度税制改正において抜本的に拡充)

- ① 都道府県または市区町村が条例により指定した寄附金(公益社団・財団法人に対する寄附金等)が寄附優遇措置の対象寄附金



- ② 以下の金額を個人住民税の額から控除  
ア 都道府県が条例で指定した寄附金……(寄附金額-5,000円)×4%  
イ 市区町村が条例で指定した寄附金……(寄附金額-5,000円)×6%  
※ 都道府県及び市区町村から重複して指定された寄附金は(寄附金額-5,000円)×10%

注1)優遇の対象となる寄附額は、その個人の所得の30%相当額が限度。

注2)平成21年度分以後の住民税について適用。

注3)寄附優遇指定の適用を受けるためには寄附者が確定申告等を行うことが必要。

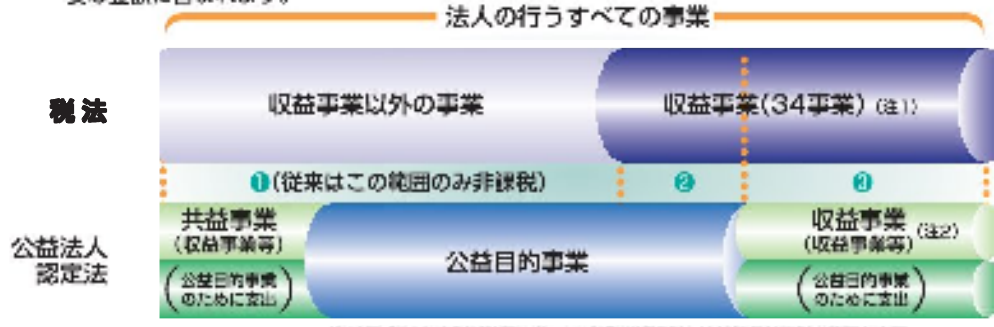
注4)条例による指定を受ける際には、寄附者名簿の作成・保存など条例指定した市区町村の事務処理への協力が必要。



# 法人税

- ① 収益事業についてのみ課税
- ② 認定法上の公益目的事業は収益事業から除外し、非課税
- ③ 収益事業に属する資産のうちから、自らの公益目的事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、損金算入(その公益目的事業の実施のために必要な金額を限度)とする。

注)当該年度において公益目的事業を実施するために支出した額だけでなく、特定費用準備資金や公益資産取得資金として将来の公益目的事業の支出に備えて積み立てた額も公益目的事業の実施のために必要な金額に含まれます。



注1)平成20年自税制改正において、発行者(役員等)の送付等収益事業の範囲を変更。  
注2)税率は30%(年800万円以下の所得については22%(平成22年3月31日までの間に終了する各事業年度の年800万円以下の所得については18%。)

# その他

- ◆ 登録免許税、源泉所得税、印紙税等につき、従来の公益法人と同様の課税関係(等) 例)法人登記に係る登録免許税、受取利子・配当等に係る源泉所得税の非課税

## 2 一般社団・財団法人

# 法人税

- ① 非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税
- ② ①以外の法人は、法人税法上、普通法人

- 【「非営利性が徹底された法人」の要件】
1. 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること
  2. 定款の解散時の残余財産が公益社団・財団法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること
  3. 1.または2.の要件にある定款の定めに関連した行為を行っていないこと
  4. 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること
- 【「共益的活動を目的とする法人」の要件】
1. 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること
  2. 定款等に会員が負担すべき金額の額(会費)の定めがあること
  3. 主たる事業として収益事業を行っていないこと
  4. 定款に特定の個人または団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと
  5. 定款に解散時の残余財産が特定の個人または団体(一定の公益的な団体等を除く。)に帰属する旨の定めがないこと
  6. 特定の個人または団体に特別の利益を与えたことがないこと
  7. 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること

注)税率は30%(年800万円以下の所得については22%(平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の年800万円以下の所得については18%。)

# その他

- ◆ 印紙税につき、従来の公益法人と同様の課税関係とし、登録免許税及び受取利子等に係る源泉所得税については課税(等)
- ◆ 個人が①のうち「非営利性が徹底された法人」に対して財産を寄附した場合の特例措置(等)

## 3 特例民法法人

従来の公益法人税制と同様

# 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人(移行法人)と 従来の公益法人の比較表



従来の公益法人と、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人との主な相違点をまとめると、次のようになっています。

	特例民法法人 (従来の公益法人)	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人
移行の認定・認可の要件	—	法人法及び認定法に適合していること。 →公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認定を行う。	法人法に適合していること 公益目的支出計画が適正かつ確実であること →公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認可を行う。
事業等	適法であれば制限なし。 ただし、従来の主務官庁に認められた事業に限る。	公益目的事業比率を50/100以上にしななければならないなど <b>公益認定基準を遵守し事業実施することが必要</b> 。なお、事業内容を変更するにあたっては、変更の認定が必要となる場合がある。	公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画に定めた実施事業等を着実に実施することが必要。 それ以外については、法人の創意工夫により <b>公益的な事業はもとより柔軟な事業の展開が可能</b> 。
監督等	従来の主務官庁による監督が行われる。	公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関による報告徴収、立入検査の実施、行政庁による勧告・命令、認定の取消しがある。	<b>原則、法人の自主的な運営が可能</b> 。 公益目的支出計画実施中は、毎事業年度行政庁に対して実施報告をする必要がある。 公益目的支出計画が終了すれば、報告も不要となる。
税制	従来と同様の措置。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税において収益事業のみに課税(ただし、認定法上の公益目的事業と認められれば非課税)。</li> <li>寄附優遇の対象となる「<b>特定公益増進法人</b>」に該当。</li> <li>個人住民税における寄附優遇の措置。</li> </ul>	<b>「非営利性が徹底された法人等」(注)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人税において<b>収益事業のみに課税</b>。</li> <li>登録免許税及び受取利子等に係る<b>源泉所得税の課税</b>。</li> <li>「それ以外の法人」</li> <li>普通法人と同等の課税</li> </ul>

## コメント

○税制については、具体的な法人税率の記載がないが、  
従来の公益法人＝特例民法法人 → 22%  
公益法人・一般法人の収益事業 → 30%  
公益法人の公益目的事業 → 非課税

○一般法人でも「非営利性が徹底された法人」(建築士会は、これに相当すると考えられる)は、全所得課税ではなく、収益事業のみに課税される。



どちらの法人形態を選ぶかは、それぞれの法人の目的、事業内容、収入の状況などによって異なります。制度の特徴を比較しつつ各法人において主体的に決定して下さい。

一般論として説明すれば、

## ① 公益社団・財団法人に移行する法人

法人法の要件に加えて認定法の基準を満たす必要があり、財産についても公益目的事業財産とそれ以外の財産を区分する必要や、収益事業の収益の一定割合を公益目的事業財産とする必要があるなど、認定法にのっとった運営が必要となります。税制上の優遇措置を受けつつ、特に寄附を主要な財源として公益目的事業を行う法人または、収益事業で得られた収益を財源の一部として公益目的事業を実施したい法人が選択することが想定されます。

## ② 一般社団・財団法人に移行する法人

公益目的支出計画実施中は毎事業年度の公益目的支出計画の実施報告が必要ですが、比較的自由的な立場で公益的な事業はもとより様々な事業を実施したい法人が選択することが想定されます。税制のうち法人税については、非営利性が徹底された法人等であれば収益事業のみ課税となります。なお、受取利子等に係る源泉所得税については課税となりますので注意して下さい。

(注)「非営利性が徹底された法人等」とは、「非営利性の徹底された法人」または「共益的活動を目的とする法人」のこと。それぞれの要件等については、「P.16 2.一般社団・財団法人法人税」の項目参照。